

仕 様 書

第1章 一般事項

第1条 本工事に当たっては、設計図書、及び、長野県土木部監修「土木工事共通仕様書」、
「長野県土木工事特記仕様書」、「長野県土木工事技術指針」に基づき実施する。同
仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第2条 本工事は、東御市 下八重原（二）上八白水線の車道舗装修繕工事により、安全・安
心・快適な交通を確保する道路整備を目的としている。

延長はN0.0を起点とし東へN0.15までの延長300m（面積1,980㎡）の車道部舗装打ち換
えを実施するものである。

本工事区間は、基本的に全面通行止めにて作業を行う。歩行者・自転車については、
関係機関への連絡調整後、安全通行の確保を図る。又、昼夜問わず未然の事故防止に努
めること。

交通規制は原則午前9：00～午後5：00までとする。時間帯については、道路管
理者及び、その他関係機関と調整のうえ変更できるものとし、作業時間帯の変更に伴う
諸手続等は、請負者の責任において処理するものとし、併せて設計変更の対象とする。

なお、本工事にあたって、交通状態等について各関係機関と十分に協議し安全対策・
工程並びに地元調整等においても打合せを行い、苦情等のないよう配慮すると共に予告
看板等による通行者への事前周知を怠らないこと。

第2章 材 料

第3条 設計図書、仕様書に基づき、試験成績表を添付し監督員の承認を得なければなら
ない。

第3章 土 工

（産業廃棄物処理）

第4条 当現場より発生した産業破棄物については、適正に廃棄することとし、運搬方法等
については、施工計画書に明記し監督員の承認を得ることとする。

第4章 舗 装 工

（作業計画）

第5条 請負業者は、実施工程表（週間工程表）、施工計画書に基づき、日々の施工場所、数
量等は前日までに監督員に報告し、承諾を得なければならない。

（施工方法）

第6条（1） 作業工程は、夜間開放ができるよう計画すること。

（2） 舗装の段差は、アスファルト混合物で横断方向50cm以上、縦断方向20c

m以上の摺り付けを行うこと。また、摺り付け箇所には「段差有り」の標識を設置すること。

- (3) 打ち換え箇所取壊しは、機械施工の適合しない箇所については、監督員の確認を得てから次の工程に進むこと。
- (4) 工事に先立ち、起工測量による展開図・横断図等を作成し、監督員の承諾を得てから施工すること。

第7条 舗装構成、材料については、設計図書添付の標準図の通りとする。

第8条 当初設計時に想定されていない既設構造物等が発生し、本工事に支障をきたす場合は、その都度、監督員及び関係者と協議し対応すること。

第5章 その他

第9条 本工事の施工に際し、施工者の都合により民地の借地等を行なう場合は、請負者の責任において一切の諸手続きを行なうものとする。

(安全管理)

第10条 本工事施工中は、道路管理者の指示は基より、必要に応じ、適切に交通整理員及び、誘導員等を配置し、円滑な交通の確保と、第三者の安全の確保に努めなければならない。なお、本工事（当初設計時）において必要な交通整理員は、昼間24人を見込んでいる。

第11条 本工事施工にあたり、各関係機関（埋設物等）と事前協議による現地調査・工程・安全管理を十分行い、トラブルの起こらぬように努めること。

(その他関係法令等)

第12条 請負者は当該仕様書に定めるものの他、諸関係法令を遵守し、安全及び確実に工事を遂行しなければならない。

第13条 この仕様書にない事項及び工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必用に応じて監督員と協議するものとする。

「東御市環境方針」に基づき、請負業者は環境負荷の削減に向け、建設資材の省資源化及び循環利用等の促進等をするため、本工事を施工するにあたり下記項目について実施すること。

1. 建設副産物の適正処理について

- (1) 本工事で発生する建設副産物（以下「本建設副産物」という。）のうち、アスファルト・コンクリート殻等、再生処理施設で処理できる建設副産物については、全て再生処理施設へ搬出すること。また、残土等、再生処理施設のない建設副産物についても積極的に再生資源として利用される施設等へ搬出すること。
- (2) 本建設副産物の処理計画を明確にするため、施工計画書に再生資源利用促進計画書を添付すること。なお、処理計画を変更する場合は、工事監督員に変更計画書を提出すること。
- (3) 再生資源利用促進計画書どおりに本建設副産物が処理されたことを確認するため、竣工時に再生資源利用促進実施書2部（1部は竣工図書に添付、1部は監督員に提出）及び、アスファルト・コンクリート殻等建設廃棄物については産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し及び処理状況の分かる写真を、その他の建設副産物については処理状況の分かる写真を竣工書類に添付すること。なお、再生資源利用促進率が100%にならない建設副産物については、その理由書を添付すること。
- (4) その他、本建設副産物の処理については、建設廃棄物処理指針等関連する法律を遵守し、適正に処理すること。

2. 再生合材及び再生砕石の使用について

- (1) 本工事で使用する合材及び砕石（40-0）については原則として再生材を使用することとし、それ以外の資材を使用する場合は工事監督員に協議すること。
- (2) 本工事で使用する建設資材の搬入計画を明確にするため、施工計画書に再生資源利用計画書を添付すること。なお、搬入計画を変更する場合は、工事監督員に変更計画書を提出すること。
- (3) 再生資源利用計画書どおりに建設資材が搬入されたことを確認するため、竣工時に再生資源利用実施書2部（1部は竣工図書に添付、1部は監督員に提出）を竣工書類に添付すること。なお、建設資材の再生資源利用率が100%にならない場合は、その理由書を添付すること。

3. 工事実施による騒音の防止及び低騒音型機械の使用について

- (1) 「東御市環境をよくする条例」の特定作業に該当する工種については、条例を遵守し規制基準を超えた騒音を発生させないこと。また、その工種では低騒音型機械を使用し、施工計画書中施工機械表備考欄に「低騒音型機械」と記載すること。
- (2) 「東御市環境をよくする条例」の特定作業に該当しない工種であっても、工事実施による騒音の発生の抑制に努めること。また、工事で使用する建設機械は積極的に低騒音型機械を使用することとし、低騒音型機械を使用する場合は、施工計画書中施工機械表備考欄に「低騒音型機械」と記載すること。なお、建設機械を変更する場合は、工事監督員に変更施工機械表を提出すること。
- (3) 低騒音型機械を使用した場合は、施工機械表どおりに低騒音型機械が使用されたことを証するため、低騒音型機械の使用状況が分かる写真を竣工図書に添付すること。

4. アイドリングストップについて

- (1) 工事現場でのアイドリングストップを統括する「アイドリングストップ管理責任者」を設けるとともに、アイドリングストップ実施計画を明確にするため、アイドリングストップ実施計画書を施工計画書に添付すること。
- (2) アイドリングストップ管理責任者は、工事現場でアイドリングストップが実施計画書どおりに実施されるよう務めること。

10 発生土・特定建設資材・産業廃棄物関係

(1) 本工事の施工において生じる発生土・特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。

1. 建設発生土

残土処理	<input type="checkbox"/> 指定	地区名	運搬距離	2.5 km
------	-----------------------------	-----	------	--------

条件1 指定の場合地区名及び運搬距離を明示する。

2 距離指定の場合、運搬距離のみ記入し、設計変更の対象とする。

2. 特定建設資材（建設リサイクル法）

種 別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等		
アスファルト・ コンクリート塊	再利用	プラント名	(株)塩沢産業	運搬距離 4.1 km
		数量	232.70 t	(99.00 m ³)
		直接工事費	処分費 279,240 円	運搬費 270,567 円
セメント・ コンクリート塊	再利用	プラント名		運搬距離
		(1)無筋Con		
		数量		
		直接工事費	処分費	運搬費
		(2)鉄筋Con		
		数量		
		直接工事費	処分費	運搬費
		(3)二次製品		運搬距離
		数量		
		直接工事費	処分費	運搬費
建設資材木材		プラント名		運搬距離
		数量		
		直接工事費	処分費	運搬費

備考1 設計数量の処分費・運搬費を明示する。

2 積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

3 上記条件明示より下回る場合は、変更の対象とする場合がある。

4 現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項については変更の対象とする。

3. 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種 別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等		
木くず (抜根・伐採材)		プラント名		運搬距離
		数量		
		直接工事費	処分費	運搬費
汚泥		プラント名		運搬距離
		数量		
		直接工事費	処分費	運搬費
その他 (金属くず他)		プラント名		運搬距離
		数量		
		直接工事費	処分費	運搬費

備考1 備考欄については、「2.特定建設資材欄」と同じ。